世成十三年十月十二日 中成十三年十月十二日 「アメリカ合衆国産ビング種、ランバート種、レーニア種及びバン種のさくらんぼの生果実に係る農工ア種及びバン種のさくらんぼの生果実に係る農のように改正する。

〇農林水産省告示第千三百七十号

平成十三年十月十二日

勤

クス種、ラピン種、ランバート種及びレーニア種レーン種、ツラーレ種、バン種、ビング種、ブルッー中 ガーネット種、スウィートハート種、チュー中 「ガーネット種、スウィートハート種、チュ

一生産地における消毒四を次のように改める。

の」を削る。

□ 一のくん蒸は、次の要件を満たすものであてくん蒸すること。 くん蒸施設において、臭化メチルを使用し

ること。
積一立方メートル当たり六十四グラムであア、臭化メチルの薬量は、くん蒸施設の内容のこと。

プルックス種、ラピン種、ランバート種及びプルックス種、ラピン種、ランバート種及びプルックス種、ラピン種、ランバート種及びア 臭化メチルの薬量及び果実温度は、次のア 臭化メチルの薬量及び果実温度は、次の まの一の項から四の項までのいずれかに定 表の一の項から四の項までのいずれかに定 あるところによるものとすること。

ないこと。

ないこと。

ないこと。

ないこと。

ないこと。

ないこと。

ないこと。

ないこと。

ウ